(ﾍ)　特定課税未成年者口座内の金銭その他の資産は、当該特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年十二月三十一日までは、当該特定課税未成年者口座から払い出すことはできない。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

a　当該居住者等の特定基準年の前年以前の各年　当該金銭その他の資産を非課税口座における特定累積投資上場株式等の取得のために払い出す場合及び(ﾎ)ａに定める場合

b　当該居住者等の特定基準年以後の各年　ａに定める場合及び当該居住者等が、当該特定課税未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの基因となる事由（当該居住者等の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）その他の事項を記載した書類を提出して当該金銭その他の資産を払い出す場合

(ﾄ)　非課税口座及び特定課税未成年者口座を開設した居住者等の基準年の前年十二月三十一日までに、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座につき契約不履行等事由（これらの口座内の特定累積投資上場株式等及び金銭その他の資産をこれらの口座から(ﾎ)及び(ﾍ)の取扱いに反する払出しをしたこと又はこれらの口座の廃止（災害等事由によるもの及び出国による非課税口座の廃止を除く。）をいう。以下同じ。）が生じた場合には、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止の際、特定累積投資上場株式等の譲渡又は特定累積投資上場株式等に係る配当等の支払があったものとして、次の金額に対して百分の十五の税率により源泉徴収を行う。

a　次に掲げる金額の合計額から、当該非課税口座を開設した日から当該非課税口座を廃止した日までの間に当該非課税口座において取得した特定累積投資上場株式等の取得対価の額等の合計額を控除した金額

(a)　当該開設の日から当該廃止の日までの間に、支払われた非課税口座内上場株式等の譲渡対価の額の合計額及び当該非課税口座から他の保管口座に移管等がされた特定累積投資上場株式等の当該移管等の時における価額の合計額

(b)　当該廃止の日において当該非課税口座において有する特定累積投資上場株式等の同日における価額の合計額

b　当該非課税口座を開設した日から契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座において支払を受けるべき特定累積投資上場株式等に係る配当等の額の合計額

(ﾁ)　(ﾄ)ａの譲渡所得等の金額の計算上損失が生じた場合には、その生じた損失の金額はなかったものとみなす。また、(ﾄ)ｂの配当所得の金額から控除することもできない。

(ﾘ)　(ﾄ)により源泉徴収された非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できる。

(ﾇ)　(ﾄ)による源泉徴収を行う金融商品取引業者等は、非課税口座において処理された非課税口座内上場株式等の配当等の額及び譲渡の対価の額その他の事項を記載した報告書を作成し、これを(ﾄ)の契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、当該居住者等に交付しなければならない。

ハ　非課税累積投資契約に係る非課税措置及び特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、金融商品取引業者等が行う基準経過日における非課税口座を開設している居住者等の住所等の確認に係る措置を廃止する。

ニ　その他所要の措置を講ずる。

⑷　肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を三年延長する。（第二十五条、第六十七条の三関係）

⑸　青色申告特別控除について、次の見直しを行う。（第二十五条の二関係）

イ　十万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従って記録していないもののうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすものを除外する。

(ｲ)　その年において不動産所得を生ずべき事業を営む者　その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が千万円を超えること。

(ﾛ)　その年において事業所得を生ずべき事業を営む者　その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が千万円を超えること。

ロ　五十五万円の青色申告特別控除について、その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織を使用して行うことを適用要件に加えた上、控除額を六十五万円に引き上げる。

ハ　六十五万円の青色申告特別控除について、対象者をロの見直し後の要件を満たす者であって、その年分の事業に係る一定の帳簿書類につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録等の保存等を行っていること（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）との要件を満たすものとした上、控除額を七十五万円に引き上げる。

(ｲ)　当該帳簿書類に係る電磁的記録等の保存等が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合

(ﾛ)　その年において事業所得等の金額に係る電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録の保存が国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たすために必要な措置として一定のものを講じているとともに、その年において当該電子取引を行った場合には一定の方法により当該電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録を保存している場合

ニ　その他所要の措置を講ずる。

⑹　家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を六十九万円（改正前：六十五万円）に引き上げる。（第二十七条関係）

⑺　短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を三年延長する。（第二十八条の四関係）

⑻　給与所得控除の最低控除額等の特例を次のとおり創設する。（第二十九条の四関係）

イ　令和八年又は令和九年における給与等の収入金額が二百二十万円以下である場合の給与所得控除額は、七十四万円とする。

ロ　イの措置に伴い、給与所得の金額及び給与所得者の特定支出の控除の特例の適用がある場合における給与所得の金額の計算等につき所要の調整措置を講ずる。

⑼　山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を二年延長する。（第三十条の二関係）

⑽　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長する。（第三十一条の二関係）

イ　適用対象から密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区の区域内における同法に規定する認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の同法に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを除外する。

ロ　適用対象に承認地域経済牽引事業用地整備を行う承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるものを加える。